



保健医療ニーズとしての 自国手話言語へのアクセスに関する 方針説明書

[国際手話版はこちら](#)



2022年12月

重要事項

- 各国の手話言語は、ろう者が生涯を通じ、精神的、身体的、社会的に最適な健康を確保するために極めて重要な役割を担っている。
- ろう児が経験する「幼少期の不利なコミュニケーション」（自身が理解できる言語に接することができない経験）は、健康、教育、ウェルビーイング（訳注1）等の多くの分野に負の連鎖的影響を及ぼす。
- 言語獲得・発達にとって極めて重要な時期に、自然言語へのアクセスが持続的に欠如していることは、「言語剥奪」である。
- 家族との間接的なコミュニケーションや付随的な学習から継続的に排除されることは、「コミュニケーション・ネグレクト」である。
- 「言語剥奪」や「コミュニケーション・ネグレクト」は、人工内耳や音声言語療法を優先し、自国手話言語を排除するシステムに起因する社会的・環境的要因によって引き起こされる。
- 乳幼児期から自国手話言語に触れることで、ろう児は年齢に応じて言語発達し、書記言語／音声言語の習熟度が高くなり、全ての領域において健全な発達を遂げる。
- 「障害者の権利に関する条約（CRPD）」では、政府が保健医療サービス（早期発見・早期介入を含む）を提供し、これにより、幼児期を含めて障害の深刻化を最小限にし予防するべきだとされている。
- 手話言語は幼児期およびそれ以降の保健医療ニーズとして認識されるべきであり、公衆衛生や健康保険制度の一環として、手話言語サービスをろう児・家族に提供する必要がある。
- 各国の手話言語に関連する政策は、その国の代表的なろう組織と緊密に協議して立案すべきだ。



ろう者が生涯を通じ、精神的・身体的・社会的に最適な健康を確保するために、自国手話言語が極めて重要な役割を果たすことを示す証拠が増えてきている。この証拠には、多くのろう者が、幼少期に自身が理解できる言語に触れる機会がなく、不利なコミュニケーションを経験をしたことによる長期的な影響も含まれている。

このような「幼少期の不利なコミュニケーション経験」には、養育者との直接的なコミュニケーションの障壁（「言語剥奪」）、家族との間接的なコミュニケーションやインクルージョンの障壁（「コミュニケーション・ネグレクト」）などがある¹。

「言語剥奪」とは、言語獲得・発達にとって極めて重要な時期に、自然言語へのアクセスが持続的に欠如していることを指す²。言語が人間の発達において基礎的な役割を果たすことを考えると、言語剥奪に関連する影響は、様々な発達領域で見られる可能性がある³。ろう児の慢性的で継続的な言語剥奪の経験は、思考、気分、行動を混乱させ^{4,5}、さらに、読み書きの能力や教育成果が低下する原因となる^{2,4,6}。言語剥奪は、「教育成果に大きな影響を与える要素」を阻害する。この「教育成果に大きな影響を与える要素」とは、例えば、言語記憶の組織化（verbal memory organization）、計算能力や読み書き能力の熟達、実行機能（訳注2）、心の理論（訳注3）、持続的注意力等がある^{7,8}。

「コミュニケーション・ネグレクト」とは、家族との間接的なコミュニケーション（およびろう児の社会的・文化的な環境におけるその他のコミュニケーション）や付随的な学習から継続的に排除されることである¹。これは「ディナーテーブル症候群」と呼ばれることもあり、ろう者は家族間の話し言葉による会話を見ることに慣れていないが、何の内容を話しているのか理解できていない状態を意味する²。このような経験は、ろう者が心理的苦痛を感じることに、社会に対する知識、社会的・学問的スキル、ヘルスリテラシー（訳注4）に格差が生じることに、直接的な原因である^{1,4}。ろう児が経験する「幼少期の不利なコミュニケーション」は、生涯を通じ、健康、教育、ウェルビーイングの多くの分野に負の連鎖的影響を及ぼす。「幼少期の不利なコミュニケーション経験」は、糖尿病、心疾患、高血圧、肺疾患、鬱病、不安障害など、特定の慢性的な健康状態のリスク上昇に関連することがわかっている¹。また、ろう児は、幼少期に虐待を受けやすいことに加え、神経的・心理的・社会的な危険因子（第1言語獲得の遅れを含む）が高いため、メンタルヘルスの不調が起きるリスクが高い。言語剥奪やコミュニケーション・ネグレクトによって、ろう者が情緒的、身体的、性的虐待を経験するリスクは非常に高く、また、保健医療へのアクセスに大きな障壁がある^{2,8}。



言語の非流暢（language dysfluency）、または、どの言語においても流暢さに欠ける状態は、ろう者では非ろう者よりもはるかに多く、このことは、精神的健康、保健医療サービス、教育の提供において課題をもたらしている⁹。ただし、言語剥奪が起きる理由は、社会的・環境的要因（特に、ろう児が手話言語へアクセスすることを制限する医療・教育政策）であり、ろう者の言語獲得能力が生まれつき不足しているわけではない⁴。政府の公的資金運営による「乳幼児のきこえのスクリーニング」や「早期介入プログラム」では、子どもが人工内耳を使い始める際に、手話言語サービスの利用を制限したり不足する事が頻繁にある¹⁰。と同時に、これらのプログラムを通して、「ろう児の言語発達は、子どもの能力や、家族のろう児への対処に依存するもの」という強い信念によって、ろう者が頻繁に経験する究極的な悪い結果に対する責任を隠そうとしている^{11,12}。自然な自国手話言語を排除し、人工内耳や音声言語療法を優先する早期介入システムは、人工内耳や音声言語療法の効果がないろう児の場合、言語剥奪の高いリスクを生む原因になる⁷。早期介入における手話言語の排除は、読み書きの能力や教育成果に長期的な影響を及ぼす⁴。さらに、後から遅れて手話言語学習を始めても、言語剥奪を防止することはできない。また、言語剥奪が原因で起こる、精神的・身体的・社会的健康や教育に対する生涯に渡る影響を軽減することはできない⁵。

対照的に、ろう児・家族が、乳幼児期から自国手話言語にアクセスできる場合、ろう児は、全ての領域で健全に発達することができ、年齢に応じて言語発達し、書記言語／音声言語が高いレベルで堪能になる¹³。幼児期から多言語教育（自国手話言語と書記言語／音声言語による教育）を受けることは、ろう児・若者を言語剥奪から守り、最適な教育・健康の成果、生涯を通じたヘルスリテラシーの発達をサポートする^{1,14}。多言語による早期介入・教育によって、ろう児・家族の社会的ネットワークも促進されるため、ろう児・若者が、ポジティブなろうアイデンティティ、ウェルビーイング、社会資本につながる社会的関係を享受することができるようになる^{5,8,15}。

CRPD第25条は、各国政府は、障害のある人に対し、特にその障害のために必要となる保健医療サービス（適切な場合は早期発見・介入や障害の深刻化を最小化し予防するためのサービス等）を、幼少期から提供すべきとしている。

CRPD第24条は、締約国に対し、自国手話言語と自国書記言語による「インクルーシブでバイリンガルな手話言語教育環境」を通じて、ろう児に対し質の高いインクルーシブ教育を提供するよう義務づけている。このような教育環境では、政府の公式カリキュラムに従って、ネイティブに近いレベルの自国手話言語に堪能な教師が教えるべきである。さらに、ろう児に対し、「手話をする仲間」や「手話をする大人のロールモデル」と過ごす機会を作るべきである。



つまり、手話言語は、幼児期およびそれ以降の保健医療ニーズがあると認識されるべきであり、手話言語サービスは、公衆衛生や健康保険制度の一環として、ろう児・家族に提供されるべきである。早期介入と手話言語サービスは、ろうの専門家、ろうコミュニティのメンバー、ろうの手話言語教師、ろうの権利擁護団体によって指導されることが不可欠である¹⁶。CRPD第4.3条と、CRPD委員会による「一般的意見第7号」（CRPDの監視と実施における障害のある人の参加に関する意見）は、障害のある人に関する法律・政策・プログラムを設計する段階において、障害のある人が代表組織を通じ有意義に参加できるようにする締約国の義務を強調している。「障害のある人が有意義に参加する」とは、アクセシブルな環境で、プロセスの全ての段階（最初から最後まで）で、可能な限り全ての運営レベル（地域単位から世界単位まで）で、行われなければならない。

各国手話言語に対する誤った情報や偏見を持たせる言説（ろう者の健康上・教育上に悪い結果を永続させるような情報・言説）と闘うことは、保健・医療・社会サービスの専門家や政府に課せられた義務である^{6,17}。また、保健・医療専門家や政府は、ろう児・家族ができるだけ早い時期から手話言語に自由にアクセスし、手話言語を学べるようにすべきである。

WFDは、各国政府に対し、自国手話言語を全てのろう児にとって必要不可欠な保健医療ニーズとして認識するよう求める。さらに、WFDは、ろう児・若者が、流暢な手話言語のインプットやろうの専門家やろうコミュニティのメンバーとの豊かで豊富な交流に、最大限アクセスできるよう、早期介入や教育システムを設計するための措置を講じるよう求める。

推奨事項

WFDは、各国政府に以下のことを呼びかける：

- 自国手話言語を全てのろう児に必要な保健医療ニーズとして認識し、全てのろう児に手話言語へのアクセスを確保する政策を実施すること。
- 公衆衛生・健康保険制度の一環として、ろう児・家族に自国手話言語サービスを提供すること。
- 乳幼児教育・ケアシステムにおいて、流暢な自国手話言語によるインプットや、ろうの専門家やろうコミュニティのメンバーとの豊かで豊富な交流を提供すること。
- 早期介入と手話言語サービスが、ろうの専門家、ろうコミュニティのメンバー、ろうの手話言語



教師、ろう者の権利擁護団体によって指導されること。

- 保健・医療・社会サービスの専門家が自国手話言語に関する正確で適切な情報を提供し、ろう児・家族が、できるだけ早い時期から自国手話言語に自由にアクセスし学習できるようにすること。

非政府組織、国内・国際機関、開発プロジェクトは、政策・プロジェクトを進める際に、これらの推奨事項を遵守すること。

本稿は、クリスティン・スノードン (Kristin Snoddon)、ワイアット・ホール (Wyatte Hall)、プールナ・クシャルナガル (Poorna Kushalnagar) が執筆した。また、アレクサンダー・ブックス (Alexandre Bloxs)、キャシー・チョバズ (Cathy Chovaz)、キャサリン・ドリュウ (Catherine Drew)、タウニー・ホルムズ・フリボク (Tawny Holmes Hlibok)、小林洋子 (Yoko Kobayashi)、ジョセフ・マレー (Joseph Murray)、ジェニファー・ジャクソン・ポール (Jennifer Jackson Paul)、ジョアン・ウェーバー (Joanne Weber) が貢献した。

訳注1：ウェルビーイング

『情報・知識 imidas』によると、

「精神的に良好な状態にあることを意味する概念で、「幸福」あるいは「幸福度」と訳されることが多い。ウェルビーイングは、そもそもは世界保健機関 (WHO) 憲章においては「身体的、精神的、社会的に良好な状態」を意味し、よい健康状態の概念として用いられた。」

【引用文献】"ウェルビーイング [メンタルヘルス]", 情報・知識 imidas, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-04-06)

訳注2：実行機能

『現代心理学辞典』によると、

「心的機能の1つで、遂行機能とも訳される。課題目標 (task goal) に適合するように、思考と行動を管理・統制し、柔軟に調整・変化させ、複雑な課題を遂行することを可能にする制御機能の総称である。」

【引用文献】"実行機能", 有斐閣 現代心理学辞典, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-04-10)



訳注3：心の理論

『情報・知識 imidas』によると、

「自己と他者の心理状態の区別をしたり、行動の説明や予測をするための認知的枠組みのこと。想像や意図などの心的表象と現実との区別、自己と他者の区別ができることが条件である。」

【引用文献】"心の理論 [心理学]", 情報・知識 imidas, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-04-10)

訳注4：ヘルスリテラシー

『情報・知識 imidas』によると、

「読み書き能力という意味の「literacy」から派生した言葉で、「健康情報を入手し、理解し、評価し、活用する能力」を意味する。」

【引用文献】"ヘルスリテラシー [健康／医学]", 情報・知識 imidas, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2023-04-06)

¹著者名：クシャルナガル, P. (Kushalnagar, P.)、ライアン, C. (Ryan, C.)、パルドネヴィシエン, R. (Paludnevičienė, R.)、スペルン, A. (Spellun, A.)、グラティ, S. (Gulati, S.)

発行年：2020年

表題：ろうの大人の慢性疾患のリスク上昇と関連する幼少期の不利なコミュニケーション経験

誌名：予防医学に関するアメリカジャーナル (American Journal of Preventive Medicine) 59巻4号 p. 548-554

URL：<https://doi.org/10.1016/j.amepre.2020.04.016><https://doi.org/10.1016/j.amepre.2020.04.016>

²著者名：マレー, J.J. (Murray, J.J.)、ホール, W.C. (Hall, W.C.)、スノードン, K. (Snoddon, K.)

発行年：2019年

表題：きこえの損失がある子どもの教育と健康：手話言語の必要性

誌名：世界保健機関の報告書 (Bulletin of the World Health Organization) 97巻

URL：<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6796673/>

³著者名：ホール, W.C. (Hall, W.C.)、リー, D. (Li, D.)、ダイ, T.D.V. (Dye, T.D.V.)

発行年：2018年

表題：きこえの損失が子どもの行動と家庭での経験に与える影響

誌名：アメリカ公衆衛生ジャーナル (American Journal of Public Health) 108巻8号 p. 1079-1081

URL：<https://doi.org/10.2105/ajph.2018.304498>

⁴著者名：ホール, W.C. (Hall, W.C.)、レヴィン, L.L. (Levin, L.L.)、アンダーソン, M.L. (Anderson, M.L.)

発行年：2017年

表題：言語剥奪症候群：社会文化的な起源を持つ神経発達障害の可能性

誌名：社会精神医学と精神医学的疫学（Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology）52巻 p.761-776

URL：<https://doi.org/10.1007/s00127-017-1351-7>

⁵著者名：ドウ・フー, M. (Du Feu, M.)、チョバズ, C. (Chovaz, C.)

発行年：2014年

表題：ろうに関する専門家の視点：根拠と応用

書籍名：精神的健康とろう

出版社：オックスフォード大学出版局

⁶著者名：スペルン, A. (Spellun, A.)、クシャルナガル, P. (Kushalnagar, P.)

発行年：2018年

表題：ろう幼児のための手話言語発達上の緊急事態における重要な介入

誌名：臨床小児科学（Clinical Pediatrics）57巻4号 p. 1613-1615

URL：<https://doi.org/10.1177%2F0009922818778041>

⁷著者名：ハンフリーズ, T. (Humphries, T.)、クシャルナガル, P. (Kushalnagar, P.)、メイサーG.

(Mathur, G.)、ナポリ, D.J. (Napoli, D.J.)、パドン, C. (Padden, C.)、ラスマン, C. (Rathmann, C.)

発行年：2014年

表題：ろう児の言語獲得を確実にする：言語学者にできること

誌名：言語（Language）90巻2号 p. e31-e52

URL：<https://doi.org/10.1353/lan.2014.0036>

⁸著者名：ハンフリーズ, T. (Humphries, T.)、クシャルナガル, P. (Kushalnagar, P.)、メイサーG.

(Mathur, G.)、ナポリ, D.J. (Napoli, D.J.)、パドン, C. (Padden, C.)、ラスマン, C. (Rathmann,

C.)、スミス, S. (Smith, S.)

発行年：2016年

表題：ろう児の言語的ネグレクトを回避する

誌名：社会福祉事業レビュー（Social Service Review）90巻4号 p. 589-619

URL：<https://doi.org/10.1086/689543>

⁹著者名：グリックマン, N. (Glickman, N.)、ホール, W.C. (Hall, W.C.)

発行年：2019年

表題：はじめに：文化と障害

以下の中に記載：

著者名：グリックマン, N. (Glickman, N.)、ホール, W.C. (Hall, W.C.) (編集)

表題：言語剥奪とろう者の精神的健康 pp.1-23

誌名：ラウトレッジ（Routledge）

¹⁰著者名：スノードン, K. (Snoddon, K.)、ポール, J.J. (Paul, J.J.)

発行年：2020年

表題：カナダの政策、国際的な政策における保健医療ニーズとしての手話言語の枠組み

誌名：母子健康ジャーナル（Maternal and Child Health Journal）2974巻

URL : <https://doi.org/10.1007/s10995-020-02974-8>

11 著者名 : 子ども・若者サービス省

発行年 : 2018年

表題 : 言語発達サービスガイドライン : オンタリオの乳幼児に対するきこえのプログラム (2018年2月版)

出版地 : トロント

出版社 : 子ども・若者サービス省

12 著者名 : ヘクト, J. (Hecht, J.)

発行年 : 2020年

表題 : 近年の言語剥奪が多発している事態における責任に関して (1990年~現在)

誌名 : 母子健康ジャーナル (Maternal and Child Health Journal) 24巻 p. 1319-1322.

URL : <https://doi.org/10.1007/s10995-020-02989-1>

13 著者名 : カセリ, N (Caselli, N) 、パイアーズ, J (Pyers, J) 、リーバーマン, A.M (Lieberman, A.M.)

発行年 : 2021年

表題 : きこえる親を持つろう児は、6ヶ月までにアメリカ手話言語 (ASL) に触れることで、年齢にあった語彙の成長が見られる

誌名 : 小児科学ジャーナル (The Journal of Pediatrics) (印刷版の前にオンライン発行)

URL : <https://doi.org/10.1016/j.jpeds.2021.01.029>

14 著者名 : ウィルキンソン, E. (Wilkinson, E.) 、モーフォード, J.P. (Morford, J.P.)

発行年 : 2020年

表題 : バイリンガリズムはろう児の健全な発達にどのように寄与するのか : 公衆衛生の観点から

誌名 : 母子健康ジャーナル (Maternal & Child Health Journal) 24巻 p.1330-1338

URL : <https://doi.org/10.1007/s10995-020-02976-6>

15 著者名 : スノードン, K. (Snoddon, K.) 、アンダーウッド, K. (Underwood, K.)

発行年 : 2014年

表題 : ろう者の子ども時代の社会的関係モデルに向けて

誌名 : 障害と社会 (Disability & Society) 29巻4号 p. 530-542.

URL : <https://doi.org/10.1080/09687599.2013.823081>

16 著者名 : ゲイル, E. (Gale, E.)

発行年 : 2020年

表題 : 早期介入におけるろうの大人との協働

誌名 : 特別の教育を必要とする児童 (Young Exceptional Children) (印刷版の前にオンライン発行)

URL : <https://doi.org/10.1177%2F1096250620939510>

17 著者名 : ハンプリーズ, T. (Humphries, T.) 、クシャルナガル, P. (Kushalnagar, P.) 、メイサー-G.

(Mathur, G.) 、ナポリ, D.J. (Napoli, D.J.) パドン, C. (Padden, C.) 、ラスマン, C. (Rathmann,

C.) 、スミス, S. (Smith, S.)



WORLD FEDERATION
OF THE DEAF

発行年：2017年

表題：専門家が持つ偏見のある言説：手話言語の場合

誌名：医療倫理ジャーナル（Journal of Medical Ethics）43巻 p. 648-652

URL：<http://dx.doi.org/10.1136/medethics-2015-103242>